

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和5年5月30日開催

熊取町議会

目

次

〔議員全員協議会（5月30日）〕

公民館・町民会館ホールの管理運営について	1
その他報告	10
1. 令和5年度熊取町国民健康保険料率について	10

議員全員協議会

月 日 令和5年5月30日(火曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	多和本英一
	3	番	長田健太郎	4	番	石井一彰
	5	番	田中豊一	6	番	大林隆昭
	7	番	田中圭介	8	番	矢野正憲
	9	番	渡辺豊子	10	番	二見裕子
	11	番	江川慶子	12	番	坂上巳生男
	13	番	坂上昌史	14	番	河合弘樹

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	岸野行男	総合政策部長	東野秀毅
	総務部長	藤原伸彦	健康福祉部長	木村直樹
	教育次長	阪上敦司	教育委員会事務局理事	三原順
	保険年金課長	橘和彦	生涯学習推進課参事	立石則也
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

案 件

- 1) 公民館・町民会館ホールの管理運営について
- 2) その他報告
・令和5年度熊取町国民健康保険料率について

議長(河合弘樹君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(河合弘樹君) 本日の案件は、公民館・町民会館ホールの管理運営についての1件、その他報告が1件であります。

発言をされる方は挙手の上、着座で発言していただきますようお願いいたします。

また、案件が終わられた方は、会議の途中で退出いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、公民館・町民会館ホールの管理運営についての件を説明願います。立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事(立石則也君) それでは、公民館・町民会館ホールの管理運営についてご説明申し上げます。

まず、1ページ、1の趣旨ですが、現在整備している公民館・町民会館について、開館後の使用料及び使用時間等を定めるため、公民館条例及び同規則について全部改正を行い、町民会館条例及び同規則については廃止し、新たに文化ホール条例及び同規則を制定するものでございます。

2、主な内容でございますが、(1)公民館、①公民館条例の設置につきましては、社会教育法第20条の目的を達成するため、引き続き公民館として設置します。

続いて、整備後の使用料につきましては、4年に1度実施している使用料及び手数料の設定基準に沿って、人件費、維持管理経費、減価償却費を基にコスト計算や近隣市町の状況を踏まえ、新たに設定するものでございます。

使用料(案)の表の使用時間区分につきましては、利用実態に応じて旧公民館の3区分から午後をAとBに、夜間をAとBに細分化し、午前を含め5区分とするものでございます。

記載の使用料につきましては、旧公民館と比較し、部屋の面積によって増減がありますが、平方メートル当たりの単価は現公民館とほぼ同じ使用料となっておりますが、料理教室は3,800円から1,800円といたしました。

使用料の減免につきましては、教育委員会が必要と認めたときは使用料を減免することができるというものでございます。後ほど説明させていただきます。

附則につきましては、施行日は令和6年4月1日から施行するものですが、米印にありますように、施行前であっても使用の許可等できる旨を規定したいと考えています。

次に、2ページをご覧ください。

②公民館規則についてでございます。

休館日につきましては、これまでと同様に火曜日、祝日の場合は翌日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)。

供用時間につきましては、これまで同様に午前9時から午後10時と考えています。

使用の申請につきましては、これまで同様に、本町に所在する者は使用しようとする日の6月前の属する月の初日から、それ以外の者は、使用しようとする日の5月前の属する月の初日からと考えています。

使用料の減免につきましては、3行目ですが、公民館において文化振興活動を行っている文化振興連絡協議会につきましては7割の減額、4行目以降につきましては、近隣市町の減免状況等を踏まえ、今まで使用料の減額を全額免除していたものを5割減額としています。

使用料の還付につきましては、これまで同様に、使用期日3日前までの使用取消し申請をした場合、5割相当額を還付するものでございます。

附則につきましては、施行日は令和6年4月1日から施行するものですが、米印にありますように、施行前であっても、使用の申請等できる旨を規定いたします。

(2)文化ホール、①文化ホール条例の設置につきましては、町民の文化芸術の活動拠点として町民に文化芸術に触れる機会を提供し、地域の文化創造を図ることを目的として設置するものでございます。

続いて、整備後の使用料につきましては、公民館使用料同様に新たに設定するものでございます。

使用区分につきましては、これまでと同様に、午前、午後、夜間の3区分と考えています。文化ホール使用料(案)につきましては、下表のとおりでございます。

なお、使用料の休日等の使用料と入場料を徴収する場合の使用料は、旧町民会館ホールでも同様の加算料金を取っていたことから、近隣市町のホール使用料を参考に、文化ホールにおいても同様にしております。平日は1時間当たりに換算しますと4,800円、休日は1時間当たり6,000円で25%の加算を、夜間につきましては、午後の使用料に4,000円を加算しています。

リハーサル室は平日1時間当たりに換算しますと500円、休日等は1時間当たり600円で、20%加算しています。

また、入場料を徴収する場合は2,000円を超え4,000円以下については3割加算、4,000円を超える場合は5割加算を設定しています。附属設備の使用料につきましては、資料には記載はしていませんが、新たな文化ホール条例において、舞台設備、照明設備、音響映像設備、楽器その他として区分した上で、1回当たりの使用料を個々に定めています。例として、ピアノ使用料では1回当た

り1万円とし、午前、午後、夜間で3区分使用する場合は3万円となります。

附則につきましては、施行日は令和6年4月1日から施行するものですが、米印にありますように、施行前であっても使用の申請等できる旨を規定いたします。

ただし、文化ホールの使用の開始日は、教育委員会が別に定めたいと考えています。

また、町民会館条例は廃止します。

次に、②文化ホール規則についてでございます。

休館日につきましては、これまでと同様に火曜日、祝日の場合は翌日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、供用時間につきましては、これまで同様に午前9時から午後10時となっています。

使用の申請につきましては、使用しようとする日の12月前から申請可能とするものでございます。

使用料の減免につきましては、以下のとおりです。取扱いには変更はございません。

使用料の還付につきましては、ホールは使用日前3月までの使用取消し申請をした場合、5割相当額を還付いたします。

リハーサル室、楽屋1・2は、使用日前1月までの使用取消し申請をした場合、5割相当額を還付いたします。

附則につきましては、施行日は令和6年4月1日から施行するものですが、米印にありますように、施行前であっても使用の申請等できる旨を規定いたします。

また、町民会館規則は廃止いたします。

最後に、令和5年6月議会に公民館条例の改正、文化ホール条例の制定について上程したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上で、公民館・町民会館ホールの管理運営について説明を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。江川議員。

11番（江川慶子君）公民館と町民会館ホールの管理運営について、今までであった分は全部改正ということで新たにつくるといことなんですが、これ事前に文振連のほうにもうご説明されているんですよね。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）はい、内容については、料金につきましても説明はしております。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）この1ページの2番の主な内容のところの使用区分なんですけれど、ちょっとご意見いただいたんですけれども、大体利用する方は2時から4時とかが多いんですよ。2時半までとか3時からとかというのがやはりちょっと2区分取ることになると、同じ2時間使うとしても、1,600円が2時から4時という区分で取るとしたら倍になるということなんですけれども、そういったご意見が上がっていたと思うんですが、どのようにお考えなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）通常先ほど2時から4時ということになりますと、おっしゃるように2区分取ることになります。ただ、例えば後ろの時間帯が空いていれば、超過時間という形で、例えば1時間超過の料金を頂くということになります。

それと、すみません、あと、文化振興連絡協議会につきましては、減免の措置、7割の措置を取っておりますので、その辺につきましても、文化振興連絡協議会のほうには説明をさせていただいているというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）そういうことで説明したということなんですね。きっと納得されていないのでち

らに意見が来たと思うんですが、零時半から2時半というこの区分が使い勝手いいのかなと、また3時から5時という時間配分も、これどうなんだろうなどというのをすごく疑問に感じるんです。これというのはもう、今までが公民館使用の方の利用状況で考えたというふうな説明があったんですけど、本当にこの区分を住民は納得いくのかなというのは疑問なんですけれど、これはもう変える余地ないんですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）文化振興連絡協議会の説明の中では、出た意見として、連続して、例えば1時－3時、3時－5時というような場合のときに鍵の受渡ししがしづらいと。もう3時になればすぐ次の団体が入るということで、文化振興連絡協議会のほうから、時間を空けてくれないかというようなご意見をいただきました。その意見を参考にしまして、今回こういう形で出させていただいているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）時間を間空けてということは、延長したり片づけたりする時間の配分も考えてのことかなということ、その点は理解するんですが、何か公民館を利用しようかなというときに3時から始まるものというのは、とても女性の立場から、家庭を預かる立場から3時から5時までとか、4時半までとかといっても、子どもたちのこととかを考えるとちょっと参加しにくいなというふうに感じるんです。この時間配分で本当に利用しやすい時間配分なのかなというのが、今日は議員全員協議会ですので、皆さんからもご意見聞いてもらって、ぜひ使い勝手いいようにしてほしいなと思っております。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）今の午後の2区分になっているということに関しては、今回の条例で、もともとは区分が1時から5時という1つの区分になっていました。この時間が少し持て余しているというような実態が見受けられたということで、それでしたら、1時から5時までの4時間ではなくて、間に区分を1つ入れて2時間ごとで利用していただくことによって、必要な時間を予約していただいたり、あるいは4時間の使用料金ではなくて、2時間に分けて少し利用しやすい金額設定にさせていただいた、こちらがこの午後2区分に分けた背景といいますか理由で、住民の負担をできる限り軽減したいなという意味合いで今回この使用料を設定させていただきましたので、ご理解いただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）江川議員。

11番（江川慶子君）利用している方たちがそれで理解していただければそれで問題ないんですけども、2時から4時という2時間を使いたい方が同じように1,600円で使えるのであれば、それは納得できるのかなというふうに感じるんですが、その1,600円プラス超過した分をまた超過料金払わなあかんというような形になるのであれば、前後の予約状況もあるので、その辺の兼ね合いもあるんですが、この区分に縛られるとちょっとしんどいかなというふうに思います。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）すみません、町民会館のところがちょっと質問なんですけれど、文化交流ラウンジというところなんです、これ使用料が上がっているんですけども、何かすみません、私の勝手なイメージなんですけれど、この交流ラウンジって1階で自由に皆さんが来てお茶を飲んだり憩える場所なのかなと思っていたんですけど、ここに使用料が発生すると、ちょっと自由に使えるんだったら子どもを連れて来た方がちょっとおしゃべりしたりとかという、何かそういうちょっとイメージを私は勝手に描いていたんですけど、このあたりの使い方というものの、この使用料が上がっているんですけど、これはどんな感じで考えているんですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）議員おっしゃるように、通常は貸し館としては想定していません。

おっしゃるような形で、来られた住民の方がここで滞在していろいろとお話ししたりとか、ギャラリーとかもありますので、展示を見ていただいたりというようなことを考えております。ただ、ミニコンサートとかを実施したいとか、そういった方もおられるかと思っておりますので、そういった形で、その場合の貸出しできるようにということで使用料を設定しているというものでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。じゃ、普通のときは、何ものなれば自由に使えるというふうに思ったらいいということですね。

それと、文化ホールの条例のほうのこの使用料なんですけれども、泉の森の小ホールのほうの使用料もちょっと見ながら金額を比べたんですけれども、泉の森に比べれば、今回の新しいこの利用料金というのは少し安いので、こんな感じなのかなというふうに思ったんですけれども、以前の使用料に比べるとかなり料金は上がったのかなというふうに思うんですけれども、これは泉の森であったりとか、大体客席、キャパを考えてこの新しい料金設定というのは考えたということですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）議員おっしゃるように、泉佐野市の泉の森の小ホール、ここは457席ございます、であるとか、貝塚市のコスモシアターの中ホール、483席、それ以外に岸和田市の浪切の小ホール、286席ございます、そういった近隣市町の状況も見まして設定させていただいているというものでございます。ですから、ほかよりは安くなっているかと思えます。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。あともう一つすみません。

附属設備の使用料ということなんですけれども、新たに定めるということなんですけれども、これ、今までの町民会館ホールには使用の料金というのはいなかったんですか、何か借りるときには。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）これまでの町民会館ホールについては、附属の設備の使用料は取っていませんでした。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。ちょっと泉佐野市が分かりやすいので調べさせてもらったら、かなり泉佐野市は細かく使用の設備に関しては、放送の何かセットであったりとかっていろいろ組まれていますので、当然使用するに当たっては料金が発生するというの考えられるのかなと思うんですけれども、今、先ほどピアノの使用料、3区分だと3万円とかというふうになりましたので、その区分ごとに使うごとにというふうに区切っていくという考えですかね。1日貸切りで使われる、でも実際コンサートなりなんなりする前後も取られていて、実際機材として使われるのはこの真ん中の時間しか使わないとなった場合も使用料というのが発生するという考えですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）附属設備の使用料については、区分ごとというふうに考えております。ですから、区分によっては、例えば使わないということもあるのかなと思うんですが、今のところちょっとその辺の想定がすぐできませんので、取りあえず区分ごとでということですよ。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）料金については基本の話がされていたので、平方メートル当たりの単価というのはこんなものかなという感じがするんですけれども、減免規定ですけれども、これは当然規則

か、その規程を別につくられると思うんですけども、1番、公民館のほうなんですけれども、設置というのに社会教育法の20条の目的ということで書かれていますので、今まででしたら、その文振連にしる社会教育関係団体はみんな無料やったんです。例えば、あとは長生会なんかもそうやと思うんですけども、今回新たに建て替わったから徴収するんだということも原理原則では考え方としては成立するんですけども、この社会教育法に基づいてということであれば、文振連と社会教育団体と分けるというのはちょっとおかしいような気がするので、そのあたりの見解を教えてください。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）文化振興連絡協議会につきましては、今までも公民館を拠点に文化活動を行っていたということがございますので、そういう観点から、公民館については7割の減免ということで、これもほかの近隣市町の例を参考に7割の減免というふうにしております。

ほかの社会教育関係の団体につきましても、これもほかのちょっと市町の状況を参考に今回設定したというものでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ほかの市町の公民館とかそういう文化的な施設ですけど、どこどこを参考にされたか教えてください。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）田尻町、岬町、それと泉南市を参考にさせていただいたと。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）公民館ですので、公民館での比較はしていないんですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）先ほど述べた田尻町、岬町、泉南市は公民館の減免の規定になります。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）文化振興連絡協議会なんかクラブがたくさんあって、コロナ前は随分使っていたと思うし、コロナになってからいろいろ活動がなかなかしにくいのと、さらに工事の関係でストップしていると。ほかで使えるところはほかの施設でやっているみたいですけども、今年度なんかめちゃくちゃ入っているということを聞いていますので、今後文振連なんかの活動を元に戻していこうと思ったら、私は7割じゃなくて、ここが基本となってるんやったら、もう免除でもええん違うかなというふうに思うんですけども、もう一つは、社会教育関係団体ですからいろいろありますけれども、会議のできる場所というのはひまわりドームか、あとは煉瓦館、で、ここあったんですね。スポーツの関係の団体でしたら、公民館が無料であったんでそこでよく使っていたんですけども、ひまわりドームやったら減免ゼロです。100%です。煉瓦館もそうです。ここは半分支払ったらいいんですけども、これもたくさんの団体がありますし、何かもう一工夫されたらどうかと思うんですけども、煉瓦館では、例えばスポーツ少年団だったら本部が使う場合は無料とか、年に1回の総会するんやったら無料とか、そういうふうな規定があったと思うんで、やはりこの公民館を使ってもらって町のそういう文化・スポーツの活性化を図るというのは社会教育法の意義やと思うんで、そのあたりもう少し工夫されたらどうかと思うんです。

それと、今回の条例によって料金を設定して減免を考えていくということになれば、やはり今お話しさせてもらったひまわりドーム、それから煉瓦館、公民館、ある程度やっぱり足並みをそろわせる必要があるんじゃないかなと。先ほど時間設定の話もありましたですけども、煉瓦館では、お昼は1時から4時、そして4時から7時、そして7時から10時になっていると思うんですけども、我々それで慣れているんですけども、文振連がそんなん言わはるんやったらそういうことかなというふうな、常備使われるところは、と思うんですけども、そこらはもう少し工夫を

いただいて、公民館のほうはほかの社会教育施設とちょっと違うと思うんで、体育館のほうはどちらかというたらやっぱり原因者負担も考えてもらわないと、エアコンとか、それから電気なんか膨大なものを使うので、そういうのはあれかも分かりませんが、やはり住民に使っていただくということだったら、公民館のほうはちょっと一工夫が必要かなと思います。

それと、文化ホールのほうですけれども、今まででしたら、町民会館ホールだったら、長生会なんか年に何回か使うようなイベントをやったら無料で使っていたんですけども、それが多分これやたらなくなるか半額かになると思うんで、全体でやっているのもあるし校區別でやっているのもあるんで、そのあたりも何かもう少し使いやすいようにしてもらえたらいいんじゃないかな。せつかく施設を造って、使ってもらわなかったらどうかなというのがありますので。

この料金で果たしてホールのほう、ホールを使わへんかったらこの建物を使うというのはほとんどなしなんで、ホールをこの料金で、特にやっぱり休日に使うことは多いと思うので、そして、それも昼からとかというのが多いので、よそと一緒に言えますけれど、立地の問題とか、あとは交通の関係、立地でいうたら、先ほど浪切ホールとか言われていましたけれども、大分ちょっと条件違うんちゃうかなと、僕は少し高いかなと思うんですけども、この料金で使っていただければありがたいですけれども、そうでなければ、なかなかしんどいん違うかなと思います。そこらは、ちょっと減免とホールの料金について教えてください。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）まず、煉瓦館とかひまわりドームとかの時間設定、今、先ほども議員おっしゃったように、連続して1時～4時からと例えば次4時から7時とかという形になっております。煉瓦館と教育・子どもセンターもあるんですが、そのあたりにつきましては、また時間設定をどうするかというのは、ちょっと考えていく必要があるかなというふうには思います。できるだけ町内の社会教育施設の中で、公平性の観点を考える必要があると、料金も含めて、それは考えております。

それと、減免につきましては、今、今回ここを出しているような形で、これはもうほかの市町を参考にしておりますので、この形では思っております。ただ、例えば煉瓦館でもそうなんですけど、例えばスポーツ協会が総会とか、そういったのが開かれる場合に関しては、今はもう全額減免と。ただ、各種連盟が使う場合については、お金を頂いているというところが現状です。

公民館につきましては、社会教育団体のスポーツ協会の連盟については5割という形になりますが、総会ですね、そういったものをする場合については全額減免というふうな方向性もちょっと検討していきたいというふうには思っております。

あと、ちょっと文化ホールの使用料につきましては、他市の市町の使用料も参考にしておりますので、この金額でというふうには考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ホールのほうですけれども、この金額で住民が大いに使っていただけるという自信があるということで、解釈してよろしいんですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ホールに関しては、この岸和田市以南の小ホール、中ホールを見ながら料金設定をさせていただきました。今この時点で大いに使っていただけるような自信があるかどうかというところまで出していないかもしれませんが、よそより立地条件も含めて安いというところ、それと、あとホールの造りに関しては新しい施設というところもありますので、その辺で我々としては大いに使っていただきたいなというふうには考えております。

それと、10割減免、いわゆる料金を免除するという部分については、近隣でももうほとんどなくなってきております。少なくとも3割のご負担をいただいたりするところが非常に多くなってきております。その中でも、公民館の例えば登録クラブとか、うちで言いますと文振連になるんですけ

れども、そういうところに関しては3割負担、それ以外の団体については少し割合を多くしているという団体が多うございました。

ほかの文振連以外の例えばスポーツ協会とかの分に関しては、今後のひまわりドームを含めて使用料の見直しに関しては、今後検討していきたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）すみません、教えてください。公民館のところで、利用料金のところなんですが、1ページのところで、料金あげていただいている中で、ちょっと先ほどの説明の中で、料理教室だけは今まで1回3時間以内3,800円やったのが1,800円で、安くなったというところで、安くなった分はすごくありがたいかなというふうに思うんですけども、その安くした理由について、何かほかに追加料金払わないといけないものがあるとか、そういうところで利用料安くなったわけではないですかね。ちょっとその辺のところの安くした理由について教えてください。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）料理教室につきましては、過去の稼働率をちょっと見てみましたら、12、3%ぐらいしか使われていないということですので、できるだけたくさんの方に使っていただきたいという思いから、料理教室については料金を安く設定しているというものでございます。何か追加の使用料というのはいりません。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。安心しました。やっぱりしっかりと料理教室、食改さんとかいろいろなクラブをやってはる方とかは減免があるのかも分からないんですけども、男性の料理教室とかいろいろあるかと思しますので、そういった面で食育も含めて料理教室を大いに使ってもらえるように、また安くしたというところの宣伝もしていただけたらなというふうに思います。

それと、あと文化ホールのところで、1年前から、もう施行前から予約可能ということですので、もう予約できるということなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）6月議会のほうで条例を上程しますので、そこで可決されましたら、7月1日からもう予約することができるということになります。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。施行前ということを書いていたからと思ったんですけども、その条例制定後ということですね。7月からというところですね。はい、分かりました。それで、またしっかりとPRをして説明し、最初に公民館にしてもホールにしても図面等の説明があったかと思いますが、その部屋の大きさとか使い方、どういうふうな部屋割りになっているのかとかいうその図面等、しっかりとまた町民のほうに説明しながら、料金設定がこういうふうになっているという説明もしっかりとしていただけたらなというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

それと、この料金の話とはちょっと違うんですけども、この際聞かせていただきたいんですが、今、工事進めている中で、結局今いろんなクラブある中でクラブ活動ができていない状態ですよ。ほかに代わりに煉瓦館のお部屋使ったりとかしてはると思うんですが、その中で、部屋が使えない、その代わりに代替の部屋、こういう教室がありますよという、そういった案内とかそういったものはされているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）公民館を使っている団体というのは文化振興連絡協議会の団体が多かったということで、その団体につきましては、煉瓦館のほうの部屋を、ちょっと体験ホールという本来展示室なんですけど、その1室を文振連の部屋として使っていただいたりとか、教育・子ど

もセンターのちょっと1階の部分で貸出しをしていない部分の部屋をご利用いただいたりとか、そういう形で対応させていただいているということですので、部屋が例えば足りないとかということとはちょっと聞いてはいないんですが、今おっしゃるように、もっとPRとか、そういったものも含めて今後もやっていく必要があるかなというふうには考えます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）まだ完成するまで、4月まで1年あるんですが、いろんなクラブ活動をされている中で文振連に入っていないクラブもありますよね。そういった方たちがクラブ活動をするための部屋がなくて、ここもありますよといったそういった案内もしていただけなくて、結局クラブ活動ができなくて解散したクラブもあるというふうなことを、ちょっとご相談の中で聞かせていただいたので、せっかくいろいろな文化活動をして交流してやっているのに、部屋がないために解散してしまったという状態はよくないかなというふうに思いますので、代替の部屋をしっかりと案内をしていただけたらなというふうに思いますので、ちょっと意見として述べさせていただきました。その辺の、解散した文化クラブもあるとかいうのはご存じでしょうか。

議長（河合弘樹君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）解散したというクラブについてはちょっと私存じておりませんが、そういったことも含めて、使える部屋の、煉瓦館と教育・子どもセンターになるんですが、その辺の空き状況も含めて周知、住民にお知らせしていくような形を取りたいと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）先ほどから公民館や文化ホールの使用料、そして、またその減免についていろいろと質問があったんですけども、ちょっとこれまでのやり取りの中で、私ちょっとのみ込みが悪くてよく分からない部分があるので、確認というかもう一度説明願いたいんですが、文化ホール規則のところで、教育委員会、町議会、町の執行機関が使用する場合は免除、自治会、町立小・中学校、町立保育所が使用する場合は免除となっていて、そして、国または他の地方公共団体等が公用または公益上の目的のため使用させる場合は5割、その他教育委員会は必要と認めたとき5割となっているんですが、この場合の教育委員会が必要と認めたときの5割減免の具体的な中身というのはどういう場合ですか。

議長（河合弘樹君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）その他教育委員会が必要と認めたときということにつきましては、上の免除以外の例えば長生会であるとかスポーツ協会であるとか、そういった団体になってくるということになります。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）長生会とかスポーツ協会、こういうの、すごく曖昧なんです。その他教育委員会が必要と認めたときと具体的に事例を想定しているのであれば、それは書いておかないといけないだろうし、先ほどの話の中では、結局この5割減免の中には文振連は入らないということだったんでしょうか。文振連は、今回この文化ホールの使用に関しては免除なしということですかね。

議長（河合弘樹君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）文化振興連絡協議会もこの5割という中に入ります。教育委員会が必要と認めたときという形の5割の減免ということになります。それと、この使用料の減免につきましては、またちょっと内規のほうで定めることになりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）そうしますと、これまで減免を適用されている団体には、その内規で定めた上できちんと連絡をしていくということでもよろしいんですか。

議長（河合弘樹君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）議員おっしゃるように、内規で決めまして、それを各団体にお知らせしていくということでございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）今までは文振連加盟の団体は町民会館大ホールの使用も全く無料だったんですね。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）はい、文化振興連絡協議会の団体も全額減免でございました。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）そうしますと、全く無料だった方が5割使用料を払うということでは、影響は大きいですね。この文化ホールを使用する文振連加盟の団体がどれぐらいあるのか、あるいは、どれぐらいの頻度で利用されているのかはちょっとよく分かりませんが、大ホールでないと練習とかで難しいという団体もあるかと思うんですが、その辺も文振連加盟の大ホール使用の団体方にはご理解いただいているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）前のホールについては、文化振興連絡協議会が使っていたというのは舞台の部分で、例えば太極拳をやったりとか合唱したりとか、そういう使い方をしていました、舞台の部分で。今回新しく公民館をリノベーションすることによって、文化創造室Bというところになるんですが、これ3階の部分で、文化創造室Bという、大体100平方メートルぐらいの部屋を造ります。そこを舞台でやっていたそういった団体にご利用いただくと。実際、今、文振連の町民会館ホールで舞台を使ってやっていた団体というのは、もう7、8人ぐらいの人数というふうに聞いておりますので、文振連のほうの説明とかの場合も、この文化創造室のBを使えますよというような話はしております。ですから、そちらのほうで使っていただきますと3割負担という形になります。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、公民館・町民会館ホールの管理運営についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が1件あります。

それでは、令和5年度熊取町国民健康保険料率についての件を報告願います。橋保険年金課長。保険年金課長（橋 和彦君）それでは、令和5年度国民健康保険料率についてご説明申し上げます。

令和5年度の国民健康保険料率は、5月19日の熊取町国民健康保険運営協議会での審議、答申を受けまして決定いたしました。本日は、同運営協議会資料を基にご報告させていただきます。

資料1ページ、2ページをお開きください。

報告事項としまして、令和4年度国民健康保険特別会計の決算見込みの概要となっております。

2ページのとおり、収支決算見込額は約5,400万円の黒字を見込んでおります。

続きまして、資料7ページをお願いいたします。

この表は、令和5年度の市町村標準保険料率と令和4年度の本町の激変緩和後の保険料率とを比較したものとなっております。

医療分の平等割につきまして、令和4年度の標準料率3万2,105円から10%引き下げまして2,885円と、本町独自の引下げを行った関係で、そのままの比較ですと、この医療分の平等割が4,803円、16.62%の上昇となります。

続きまして、少しまた飛びまして11ページ、12ページをご覧ください。

この表は、本町の国保世帯の人数構成を横軸に、世帯ごとの所得状況を縦軸に表しております。それぞれの所得区分ごとに、本町における医療分と支援分の保険料について、令和2年度以降の保険料額の推移を表すとともに、令和5年度について、令和4年度保険料と比較した場合の増加額と増加率を併せて表示しております。

令和4年度との比較では、賦課限度額の引上げもありまして、ほぼ全ての階層で保険料が増加します。その中で、軽減判定所得の改正によりまして新たに軽減対象となる世帯や限度額超過世帯を除きまして、7%以上の増加が見込まれております。その中でも特に網掛けで表示しております1人世帯の所得なし及び50万円以下の区分に関しましては、増加率が10%以上と非常に影響が大きくなっております。

その状況を踏まえまして、8ページにお戻りください。

今ご説明しましたかなりの増加のこうした状況を踏まえまして、令和5年度における激変緩和対策について必要な財源や活用できる財源を考慮しながら検討を行い、その考え方等をお示ししたものにしております。

(3) 激変緩和措置の①で、本町の激変緩和措置の基本的な考え方をまとめております。丸の3つ目のとおり、令和5年度までは活用可能な財源を考慮しながら、必要に応じて可能な範囲で段階的に激変緩和措置を講じることとしております。これまでの激変緩和措置は、参考でお示ししているとおり、主に医療分の平等割を引き下げることで激変緩和対策を講じてまいりました。昨年度も医療分の平等割を10%引き下げたところです。

次に、②の財源についてです。

令和5年度は、国民健康保険財政調整基金の令和4年度末残高1億7,036万5,291円と、令和4年度収支見込額5,400万円から令和5年度に国・府等への返還見込額約500万円を除きました合わせて約2億2,000万円が激変緩和措置の財源と見込める状況となっております。

③の令和5年度の対応について。

令和5年度の標準保険料率を適用した場合に、増加率の高い低所得世帯への影響を考慮する必要があり、引き続き一定の激変緩和措置が必要と考えています。その緩和の内容につきましては、これまでの経過を踏まえまして、本町の令和4年度保険料率と令和5年度標準保険料率との差が最も大きい医療分の平等割を一定割合減額する手法によるものとし、令和6年度から保険料統一を見据えまして、保険料が急激に上昇することのないよう留意する必要があります。ですので、前年度の引下げ率10%を一定の基準としまして、3%から10%を引下げの幅の目安と考えました。

これらの観点から、激変緩和については、令和5年度も引き続きコロナ禍や物価上昇が家計に影響している状況、令和5年度の標準保険料率の増加の程度、令和6年度の保険料率統一も考慮しまして、医療分の平等割3万3,698円を10%、額にして3,370円引き下げ、3万328円に設定するものです。

資料は13ページをご覧ください。

13ページから16ページは、世帯の構成人数ごとに医療分の平等割を3%、5%、10%それぞれ減少させた保険料額への影響を表で示しております。13ページは、1人世帯の保険料額の比較でございます。

13ページをご覧ください。

今回最も影響の大きい1人世帯の所得なし、50万円以下の世帯において、医療分の平等割を10%軽減することによりまして、先ほど一度ご説明を11ページでしました増加率10%以上を約7%程度に抑制できるとともに、その他の所得階層や14ページ以降の世帯所得階層におきましても同様に、おおよそ7%以下の増加に抑制するものと見込んでおります。

この引下げに係ります財源につきましては、資料8ページに下段でお示ししております。もう一度8ページをご覧くださいいたいたいですけれども、8ページの下段、約5,200万円が財源として必要と見込んでおります。ただ、その財源につきましては、既に説明しましたとおり、約2億2,000万

円の財源が見込める状況と考えております。

それでは、最後になります。17ページをご覧ください。

17ページは、忠岡町以南の近隣9つの市町の保険料率の推移を記載しております。現段階では未確定な状況のため団体名は伏せておりますが、一番下の欄が熊取町でございます。AからGの7団体は、既に大阪府の標準保険料率を適用している団体です。Hの団体につきましては、標準保険料率から一定割合をこれまで引き下げておまして、今年度につきましても独自の激変緩和措置を行うものと伺っております。

その他の資料につきましては、参考として後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、令和5年度熊取町国民健康保険料率についての説明とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）その他の報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。

11番（江川慶子君）今の説明にあった国保のことで質問してもよろしいですか。8ページのところをご説明いただいたんですが、今回いろいろ計算をして、それで低所得者の方の部分が10%以上超えるところを手当てするために、激変緩和措置として10%、これによって全体も下がるということで、そういう配慮をしたということはお分かりました。ありがとうございます。

そこで、もう一つ考えたいことは、実際に今基金というか激変緩和措置に使える財源が約2億2,000万円あるということと、先ほど提案していただいた手当てを見ても、それでもかなりの金額が、保険料が値上げになるという状況なんですよ。7ページを見ると、国民健康保険料率の算定の表が出ているんですが、増減分を見てもほとんどもう値上げの中で、何でしょう、物価高騰がこんなに続いていて、電気代だとかいろんな光熱水費まで値上げしているときに、この低所得者であり病気を抱えて仕事を辞めた方が多い国保の保険料がこんなに上がるということと、とても厳しい状況にまた追いやられると思います。

一つ提案なんですけれども、今回激変緩和措置の最終年度と今言われていますよね、大阪府のほうから。最終年度であれば、もう次はこういう手当てはできなくなる、統一保険料になるとできなくなる。もう市町村の配慮は利かなくなるという状況に今追いやられています。そういうことを考えると、今回やはり保険料を下げる努力というのをぜひやってほしいと思っています。それは、そのことによって令和6年度の保険料が急激に上がってしまうというふうに見えるということで、そのために抑えたいという気持ちは分かりますが、今生きている、今住んでいる方の国保料を下げるためには、やはり平等割、反対するものじゃないんですよ、これをやった上に均等割が医療分が1,876円、後期支援分が1,158円、介護分が1,246円、この7ページの表で見るとそういうふうに出てきて、合計したら4,280円なんですよ。これ1人当たり4,280円、これをこの基金で、約2億2,000万円の中の基金で、引き上げないでそのまま据え置きみたいな形でやることって本当に可能なんじゃないかなと思うんです。被保険者の人数が4ページに、8,908人ということで9,000人としても、9,000人に5,000円掛けても可能なんじゃないかなと。

私はそこをちょっと、本当に今年その激変緩和措置の最後の年という部分で、ぜひここを引下げというか、ここを活用して、値上げを行わない努力というのをぜひやってほしいという気持ちです。返事求めていいのかわからないんですが。

議長（河合弘樹君）橋保険年金課長。

保険年金課長（橋 和彦君）ご意見、我々も様々な検討をいたしました。運営協議会のほうでもそのあたりのお話、激変緩和が最後の年です。ここでただ下げると、江川議員おっしゃったように、来年が本当に激流と申しますか、徐々に流れに乗っていく、ですから激変緩和という形で徐々にその保険料率に近づけていくという考え方の下、これまで取り組んでまいりました。ですので、平等割も先ほど案の中で、考え方の中でご説明したとおり、昨年度が10%ですので、それ以下、できれば5%であったりとか3%であったりとかという形で徐々に下げていくという考え方もあったんですけれども、やはりここでかなりのちょっと今回、全体的な値上げと申しますか、保険料率の増加で

ありましたので、せめて昨年同様の医療分の平等割10%、これによりまして特に影響が大きかった階層につきまして抑制を図るということで、運営協議会でもご説明申し上げて了承を得たところでございますので、来年の激変緩和、ちょっと保険料率統一、どういう結果になるかはまた年度末、年明けぐらいに分かろうかと思えます。ただ、大阪府の連合におきましても、今全体的な抑制についてのワーキンググループを立ち上げて、いろんな検討がされておりますので、我々もそこに十分意見申し上げながら、できるだけ保険料の抑制につながるよう引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（河合弘樹君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時33分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹